

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

淀川区役所 政策企画課

- 1 日 時 令和8年2月12日（木） 14時 ～ 15時40分
- 2 場 所 淀川区役所 5階 503会議室
- 3 団体名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 「2025年度大阪市24区キャラバン行動要望書」についての協議
- 5 出席者
(団体側)
代表者 他6名

(本市)
淀川区役所 14名
- 6 議 事
(1) 市当局への意見具申について（項目番号2）
団体要望 概要
 - ・国からの財源を活用して実施する物価高騰対策としてのプレミアム付き商品券発行の事業に関して、プレミアム部分を生活保護受給者については収入認定されるという話を聞いているが、物価高騰の影響を受けているのは生活保護受給者も同じである。収入に加えないよう所管局へ意見具申してもらいたい。
 - ・带状疱疹の公費助成は5年に1回となっているが、接種後5年経過するまでの間に罹患し苦しい思いをする市民がいる。その際に初めてワクチンがあるということを知る者もあり、認知度の向上の観点からも公費助成を5年に1回とせず拡充した方がよいのではないか。
 - ・公共交通について、市はオンデマンドバスを実施していくということをアピールしているが、自転車の運転にかかる交通法規も厳格化しており、移動手段がなく、市民が生活に困ることがないように整備してもらいたいと思うがどのように区民の意見を聞いていくのか。

本市説明概要

- ・プレミアム付き商品券について、今回実施分は収入とみなすよう通知があったという認識はない。なお、過去の同事業においては収入認定を除外されている。
- ・本市における带状疱疹の予防ワクチンの公費負担については、受益者負担の観点から対象者へも一定ご負担いただいているところであるが、いただいたご意見は所管局へも共有をはかっている。
- ・オンデマンドバスについて、一部の区では社会実験が始まっており、後発となる当区も3月末より社会実験を開始する予定である。区広報誌「よどマガ!」でも予約方法等について周知するほか、社会実験について当区へご意見をお寄せいただければ所管局へも伝達する。

(2) 医療、国民健康保険、健康診断について（項目番号4～6）

団体要望概要

- ・国民健康保険料について、著しい収入減少の場合の即時減免という制度が新設されているが、申請用紙以外の添付書類の作成が難しいという話を聞く。収支内訳書の提出が必要とされ、見込み収入も記載する必要があるとのこと。収入見込みが立たない世帯も多い中、収支内訳書の添付や見込みを記載する必要はあるのか。
- ・収入内訳書の取り扱いについて、別の協議の場において福祉局担当者は、最終的な取り扱いは、各行政区の判断であると発言していた。区の裁量で簡素化すればよいのではないか。
- ・特定健診の受診率がなかなか上昇しないがどのような取り組みを行っているか。
- ・物価高騰により厳しい経済状況の世帯は増えていると思うが、国民健康保険一部負担金の免除認定件数が大阪市は少ない。利用しやすいよう取り組んでもらいたい。

本市説明概要

- ・税法上の申告内容と比較し、どの程度収入が減少しているのかを確認するよう求められている。この取り扱いは、大阪府下において事務の標準化を進めていく中での様式と聞いているため、当区の独断で対応方法を変更するものではないと考えている。
- ・福祉局からは各区役所の判断により、添付資料が省略できる旨の通知等連絡はきていないので、福祉局へ確認する。なお、1年間の見込所得が確認できる資料は、税法上の所得計算に必要であるため省略できないと考える。
- ・新たに国民健康保険へ加入する方等への個別案内や区役所で実施の特定健診は予約不要である点をピックアップして案内するなど啓発を行っている。区役所の庁内放送での啓発も検討しており、引き続き受診率の向上につながるよう取り組んでまいらる。
- ・国民健康保険料の支払に関する相談等の中で一部負担金免除制度についても案内す

ることはあるが、相談者は生活保護の申請も含めて検討している等の事情から利用されていないこともあるようだ。引き続き、相談内容に応じて案内していく。

(3) 生活保護及び困窮者支援について（項目番号7）

団体要望 概要

- ・物価の上昇が続く中、淀川区における生活保護世帯数はそれほど伸びていない。より人口の少ない隣接区と比較しても被保護世帯数が少ないが、申請を断っている等の状況はないか。
- ・生活保護についての相談から申請へ繋がった割合をみると、割合が高いところでは約70%、低いところでは約30%となっており、淀川区は約44%であるとのことだがどのような対応状況か。
- ・区内の市営住宅で取り壊し予定があり住民の退去が進められている。生活保護世帯は粗大ごみの処分料が無料となるとのことだがそのような案内はしているのか。案内があるとないでは、経済的な負担にそれなりの差が生じるのではないか。
- ・生活保護受給者の健診受診率が特に低い。ケースワーカーが啓発につとめるべきではないか。
- ・ケースワーカーの受給者に対する生活指導について、ギャンブルなどに関して生活指導をしてほしいという声もある一方で、散らかっている部屋の写真を撮られたという声もあるが、人権に配慮しているのか。

本市説明概要

- ・生活保護の受付面接の担当においては、相談があった際には丁寧に話を聞かせていただいており、申請を拒否するという事はない。また、当区は隣接区と比較し人口が多いとのことではあるが、被保護世帯の割合が高いとされる高齢者世帯数は、隣接区と比較し突出しているという状況でもない。
- ・相談から申請に至らない理由は我々も細かく確認している。生活保護を受給することに対する抵抗感もあると思われるが、面接担当者は相談者が引け目を感じる事がないうように丁寧に説明している。申請に至らないケースでは、引き続き自活可能である旨を本人が納得している場合もあれば、面接担当者が相談日当日に申請するよう促しても今日はやめておくと行って申請しないという場合もある。
- ・市営住宅においては退去の予定があるとケースワーカーへも情報が入る。移転補償金等に関する説明と合わせて粗大ごみの処分についても一律的に案内していると認識している。今後も案内に漏れがないよう注意喚起していく。
- ・本市における生活保護費については、被保護世帯が増えていないのに医療扶助が増加傾向にある。早期発見による医療扶助費の軽減の観点からも引き続き受診率の向上

に向けた啓発を続けていく。

- ・各ケースワーカーに対し、人権に十分配慮するよう日頃より指導しており、十分に配慮したうえで生活指導を行っていると認識している。居室の写真撮影については、住宅改修の必要性を判断する場合や、いわゆるごみ屋敷状態となっている等の状況を把握するため受給者の了解のもとで写真を撮影することはある

(4) 災害対策について（項目番号 10）

団体要望 概要

- ・大津波が発生した際には、浸水等により使えない避難所もあることから他区を避難先とする二次避難について、昨年協議の場において他区の避難所まで車いすを押しで避難することは体力的にも非常に厳しいものがあると回答があった。二次避難に関する課題はその後どのように検討されているか。

本市説明概要

- ・西淀川区役所で定期的開催されているワーキングでも課題についての検討が続いているところである。

以上